

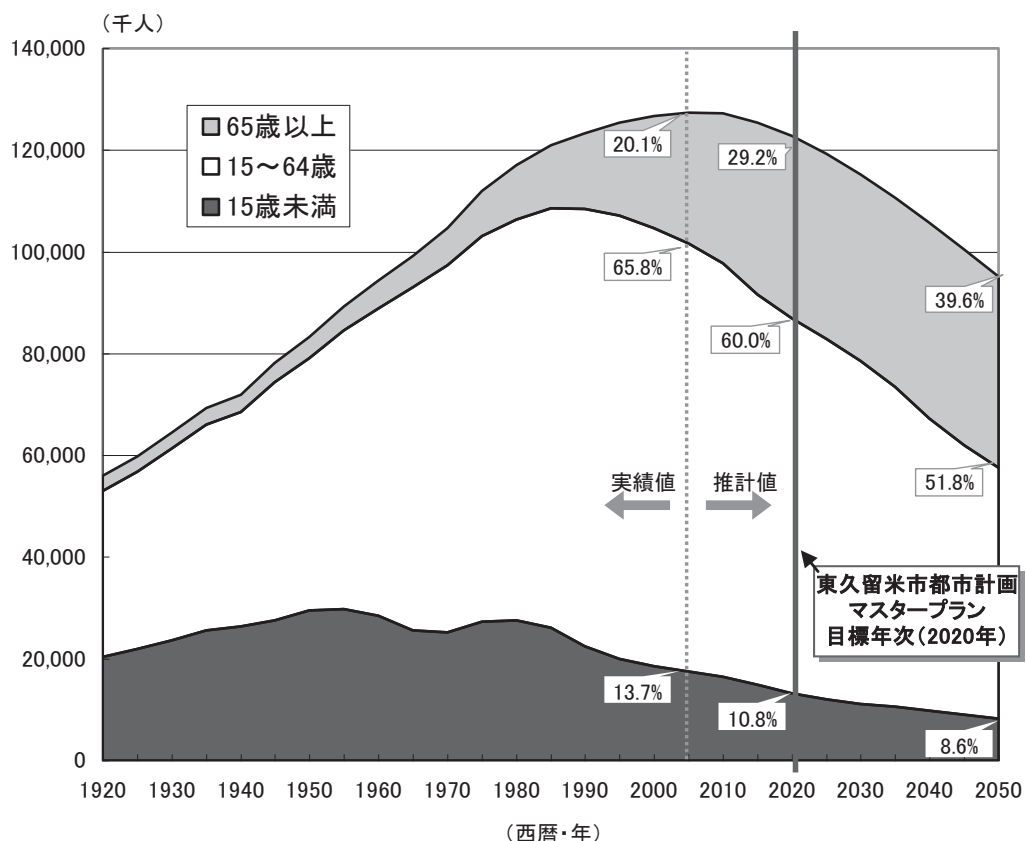
II 基礎的データの収集・整理

II-1 社会とまち（都市）を取り巻く動向

1-1 人口減少化時代の到来・少子高齢化の進展

- ・ 2007年（平成19年）における我が国の人口の自然増加数は前年に比べ18,516人減少し、2005年（平成17年）に初めてマイナスとなって以降、再びマイナスに転じました。
- ・ 東久留米市都市計画マスタープランの目標年次である2020年（平成32年）には、日本の総人口は2005年（平成17年）の1億2千777万人から500万人減少して、1億2千274万人になると予測されています。さらに、2050年には9千515万人と、2005年（平成17年）の74%程度にまで減少すると予測されています。
- ・ 65歳以上高齢者率は、2005年（平成17年）の20.1%から、2020年（平成32年）には29.2%に、2050年には39.6%に達すると予測されています。

図 2-1 我が国の人口構造の推移と見通し



資料) 1920～2005年:総務省統計局「国勢調査」各年
 2010年 :総務省統計局 年齢(5歳階級)、男女別推計人口
 2015年以降 :国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計)

- ・2007年（平成19年）における我が国の出生数は、108万9,818人で、1971～74年の第2次ベビーブーム期の最高の出生数の52%の水準にとどまりました。
- ・合計特殊出生率は、2005年（平成17年）に過去最低の1.26にまで落ち込み、その後も、人口置換水準を大きく下回る状況が続いています。

図 2-2 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



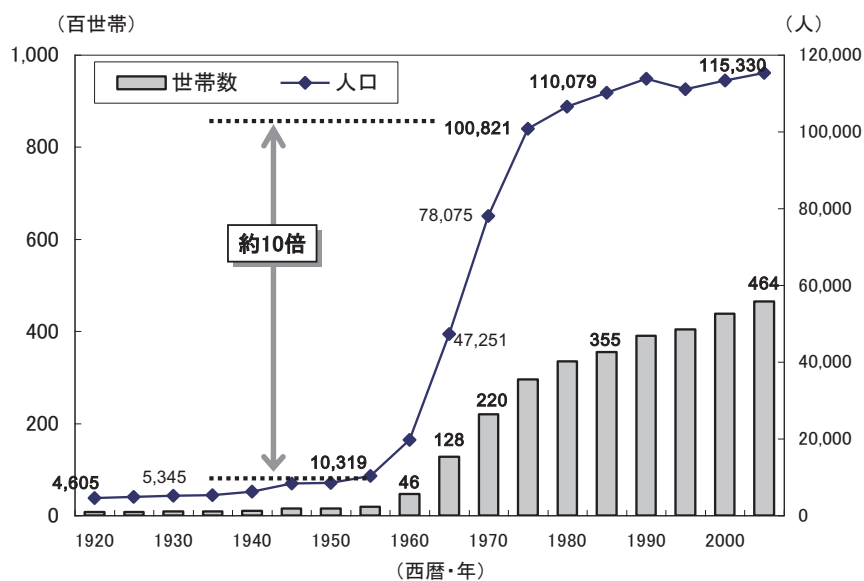
出典)内閣府「少子化社会白書」(平成 21 年版)

※「人口置換水準」：長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準。この水準を下回ると人口が減少することになり、人口学の世界では、この水準を相当期間下回っている状況を「少子化」と定義している。標準的な水準は 2.1 前後、近年の日本における値は 2.07 ～ 2.08 であるが、男女の出生性比等の違いによって変動する。

<参考> 東久留米市の状況(その1)

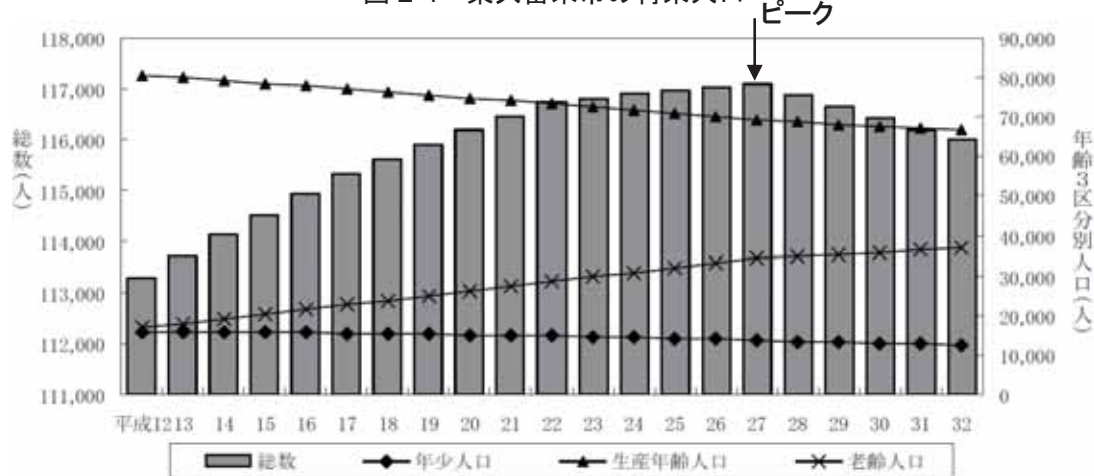
- ・東久留米市の人口は、高度成長期の大規模団地建設などを背景に、昭和30年～昭和50年の20年間で10,319人から100,821人へ、およそ10倍に増加しました。近年は、微増傾向となっています。
- ・平成20年度に行われた「東久留米市第4次長期総合計画 人口推計」によると、東久留米市の人口は、平成27年をピークに減少するものと見込まれています。

図 2-3 東久留米市の人口・世帯の長期推移



注) 人口、世帯数ともに、国勢調査(各年10月1日)に基づく
資料) 東久留米市: 東久留米市「統計東久留米 平成19年版」

図 2-4 東久留米市の将来人口



資料) 東久留米市「第4次長期総合計画 基礎調査報告書 別冊」(平成21年3月)

＜参考＞ 東久留米市の状況(その2)

- ・65歳以上の高齢者が総人口に占める割合（高齢化率、以下同じ）は年々増加し、平成12年に15歳未満割合を上回りました。平成17年には、東久留米市の人口の5人に一人は65歳以上の高齢者となっています。なお、高齢化率は近隣市とあまり変わりません。
- ・将来の高齢化の予測をみると、東久留米市の2020年(平成32年)の高齢化率が30.5%で、全国の29.2%をやや上回ります。また、75歳以上人口比率は10.4%で、全国値10.8%とほぼ変わりません。

図 2-5 高齢化の状況

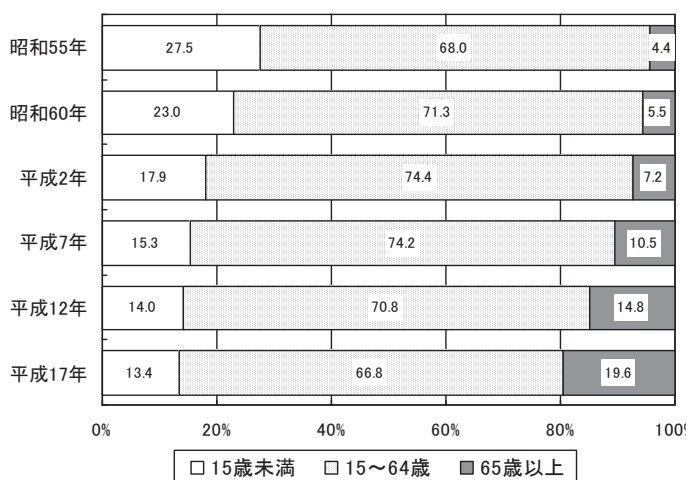
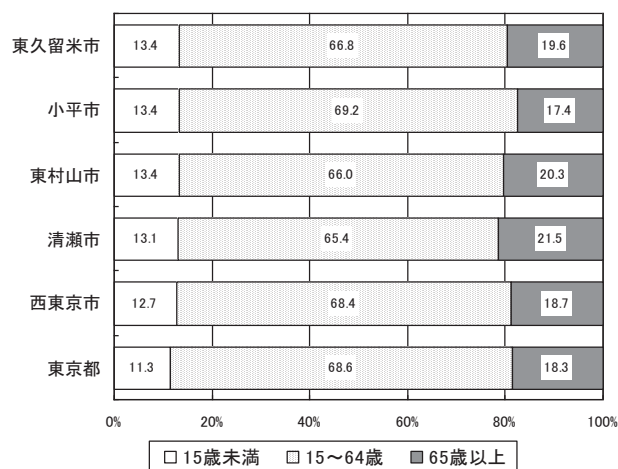
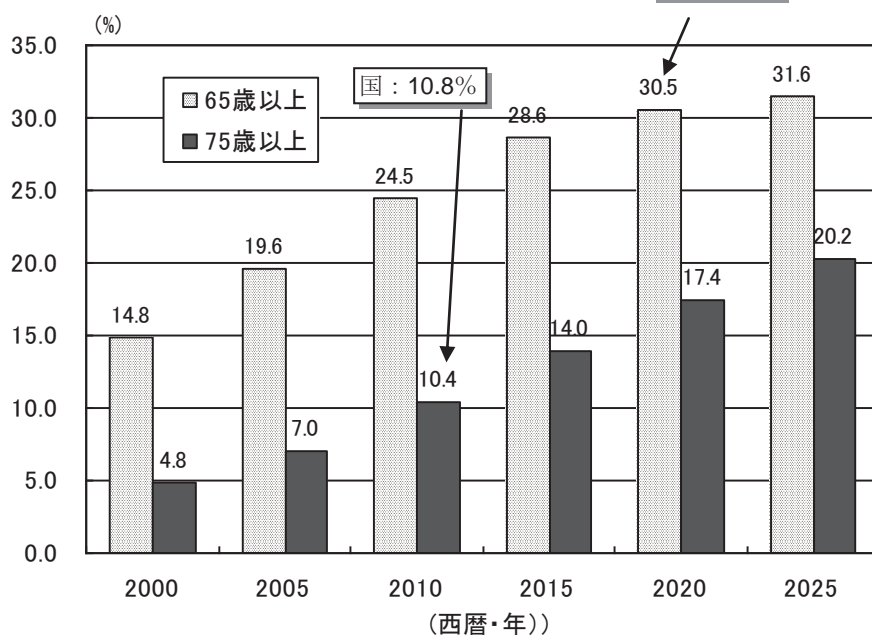


図 2-6 65歳以上人口比率(平成17年・近隣市との比較)



資料)総務省統計局「国勢調査報告」

図 2-7 高齢化の予測

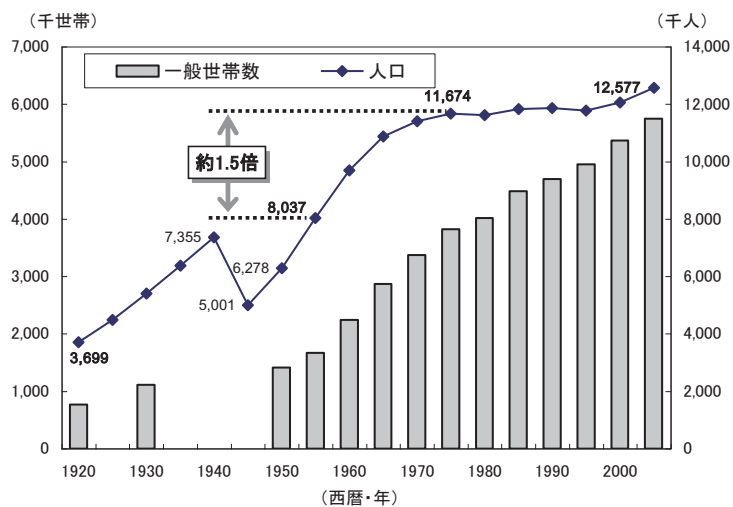


注)2000年、2005年は、国勢調査結果による。ただし、総数には年齢不詳者数を含む。

資料)東京都総務局統計部調整課「東京都男女年齢(5歳階級)別人口の予測」

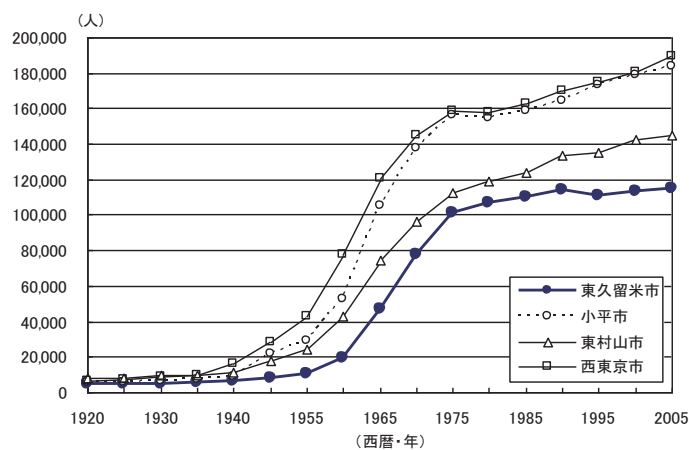
図 2-8 人口の長期推移 東久留米市との比較 東京都・近隣市

【東京都の人口・一般世帯数の推移】

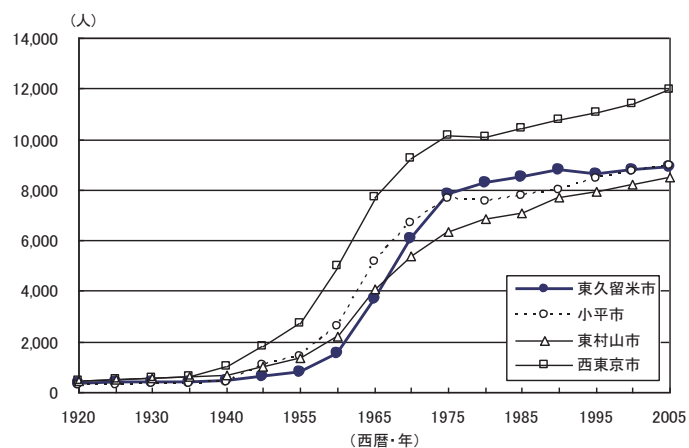


注)人口、世帯数ともに、国勢調査(各年 10 月 1 日)に基づく
資料)東京都:総務省統計局「国勢調査報告」東久留米市:東久留米市「統計東久留米 平成 19 年版」

【東久留米市の人口の推移・近隣市との比較】



【東久留米市の人口密度の推移・近隣市との比較】



注 1)東久留米市の値は全て、面積 12.92K m²で除して算出
2)東村山市の昭和 25 年以降の人口密度は、住民基本台帳(各年 1 月 1 日)ベース
資料)各市統計書

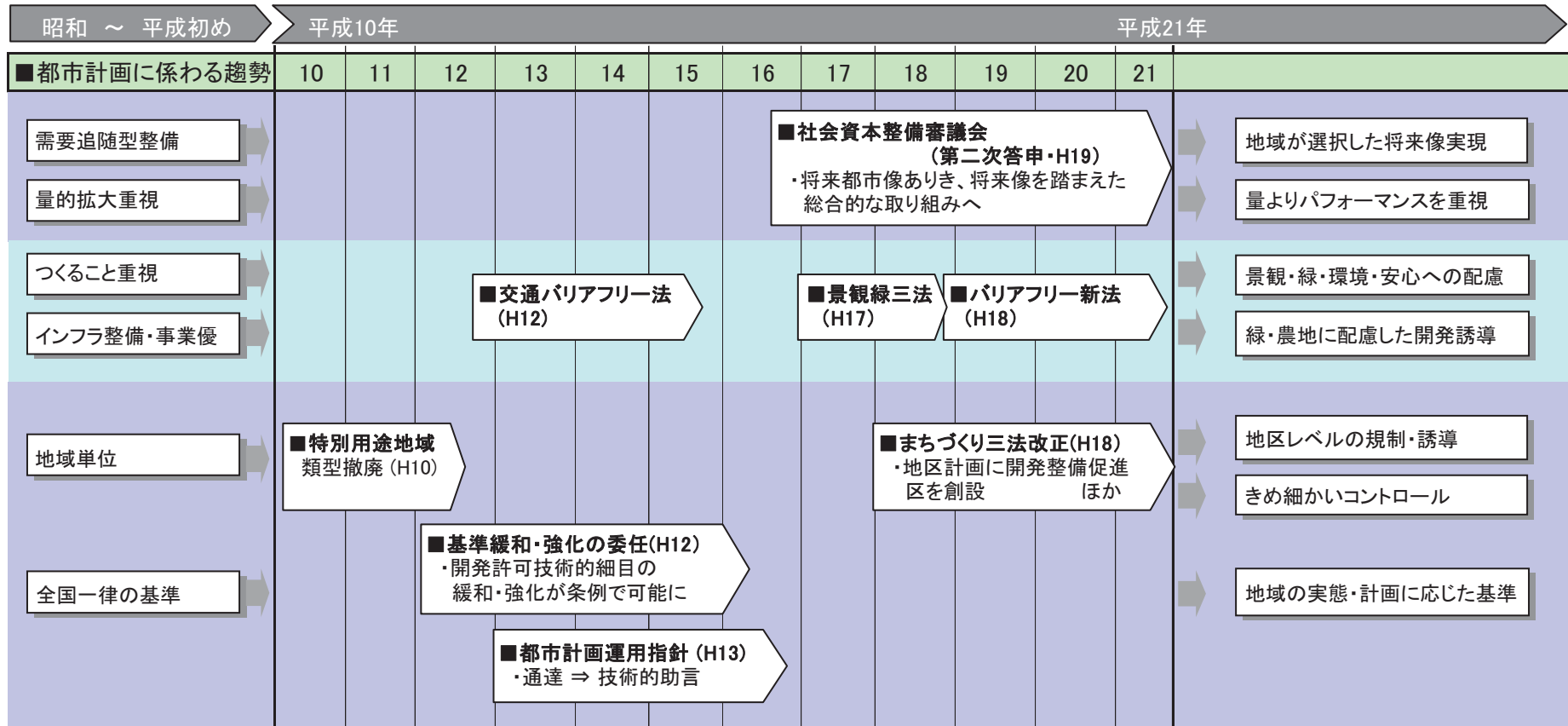
1-2 都市化の鎮静化・社会の成熟化を受けた都市づくり

(1) 都市化の鎮静化・社会の成熟化を受けた都市計画・都市づくりの変遷

- ・都市化の鎮静期を迎え、日本の都市づくりは、「高度成長期からの高い整備需要に追随した量的・面的拡大、インフラ整備優先の都市づくり」から、「戦略に基づいた選択に基づく、量よりもパフォーマンスを重視したコンパクトな都市づくり」へと転換し、住民の関心も、量的拡大から、質的な向上に向かう傾向にあります。
- ・また、社会の成熟化に伴い、使いやすさ、快適さ、うるおいといった質の要素にも関心が高まり、これらの質的な向上に配慮したまちづくりの誘導・施設整備が行われるようになってきました。このような趨勢にあって、景観法・都市緑地法などの景観緑三法や、バリアフリー新法の制定など、「まちの質」にかかわる法律の制定・改正も進んでいます。
- ・これら法改正に加え、都市計画制度自体も、地域の意思と実状に合わせて、地区レベルのコントロール、よりきめ細かい基準の適用ができるしくみへと改正されました。

- ・一方、高度成長期に整備された施設の中には、更新が必要な施設、維持管理費用が増大してきている施設もでてきています。そのため、既存施設の維持管理費の確保や、適切な維持管理による質の保持、長寿命化などにも配慮する必要が高まっています。
- ・さらに、需要の変化などによる施設の遊休化、財政制約による整備費用の削減などの動きを背景に、まず新設でなく、既存施設を有効活用しようという動きがでています。

図 2-9 都市づくり・都市計画の変遷



注) 各種資料をもとに、事務局作成。

(2) 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり

- ・(1)に述べた動き、後述の地球環境問題への対応、暮らしやすさなど、さまざまな観点から、自動車を利用しなくてもすむまち、徒歩、自転車や公共交通で行ける身近な範囲で買い物をし、働き、必要なサービスを受けることができるような「歩いて暮らせるまちづくり」が進められています。
- ・平成21年7月に策定された「東京の都市づくりビジョン」も、東久留米市が属する「核都市広域連携ゾーン」の都市づくり戦略として、「徒歩や公共交通の利用で暮らせる、ゆとりと魅力のあるコンパクトな生活圏の形成」を掲げています。

表 2-1 東京都が掲げる「めざす都市構造・都市づくりの戦略」

■東京がめざす都市構造

東京は、(中略)今後とも「環状メガロポリス構造」の実現をめざし、多様な機能集積を生かしつつ、社会的、経済的に一体となっている圏域全体の機能を最大限に発揮させることにより、国際競争力を備えた魅力ある首都への再生を図っていく。

また、より身近な圏域においては、社会経済の長期的な展望を踏まえ、充実した鉄道網など既存の都市インフラを生かしつつ、駅などを中心に都市機能を一層集約し、高齢者を含めて誰もが暮らしやすい、コンパクトな市街地への再編を進めていく。

拡大・成長から成熟のステージへと向かう東京では、住宅地を始めとする土地利用の需要も変わっていく。都市の成長期のように、人口増加を前提として市街地を拡大することは、地球環境問題への対応の面からも好ましくない。むしろ、土地需要などが大きく変わろうとする今を、都市機能の集約的な再配置、密集市街地の改善等の好機ととらえて、ゆとりある空間を創りだし、東京をエネルギーの利用効率の高い低炭素型の都市へと転換を図っていくことが重要である。

■東久留米市が属する核都市広域連携ゾーンの都市づくり戦略(一部抜粋)

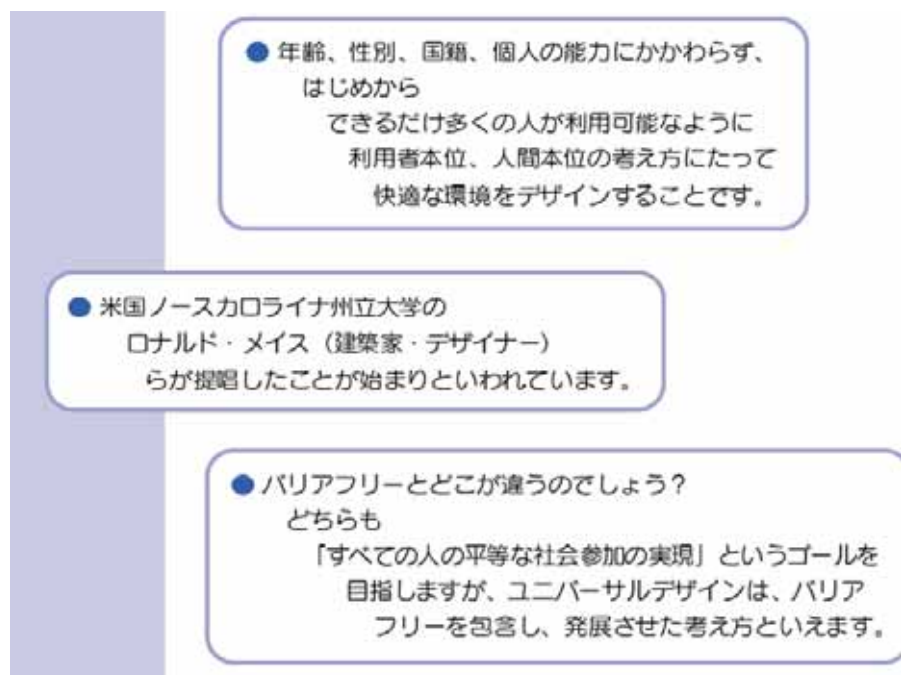
生活拠点における鉄道駅等を中心に、業務、商業機能等とともに、中高層住宅が複合した市街地の形成を図り、その周辺では、質の高い住環境や魅力のある街並みを備えた低層住宅地の形成を図る。これらの住宅地では、身近な圏域に、交流、教育、高齢者施設などの地域コミュニティを支える施設や、自然環境を生かした公園などを確保し、徒歩や公共交通の利用で暮らせる、ゆとりと魅力のあるコンパクトな生活圏の形成を図る。

出典)東京都「東京の都市づくりビジョン(改定)」平成21年7月

1-3 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・平成6年のハートビル法制定、平成14年の同法改正、平成12年の交通バリアフリー法の制定により、バリアフリーへの取り組みがすすめられてきました。
- ・平成18年には、ハートビル法と交通バリアフリー法が統合されて「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）」が制定され、バリアフリー化への取り組みが本格化しています。
- ・平成21年には「東京都福祉のまちづくり条例」も改正され、同年10月以降、工事着工前の届出が必要な施設について、整備基準への適合がこれまでの『努力義務』から『遵守義務』となるなどの強化が行われました。そして、すべての人がはじめから利用可能なよう環境をデザインしていく「ユニバーサルデザイン」の理念にたった福祉のまちづくりをすすめると謳っています。

図 2-10 ユニバーサルデザインとは？



出典) 東京都「福祉のまちづくりを進めるためのユニバーサルデザインガイドライン」2005

図 2-11 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）の枠組み

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

旅客施設及び車両等
(福祉タクシーの基準を追加)



道路



路外駐車場



都市公園



建築物
(既存建築物の基準適合努力義務を追加)

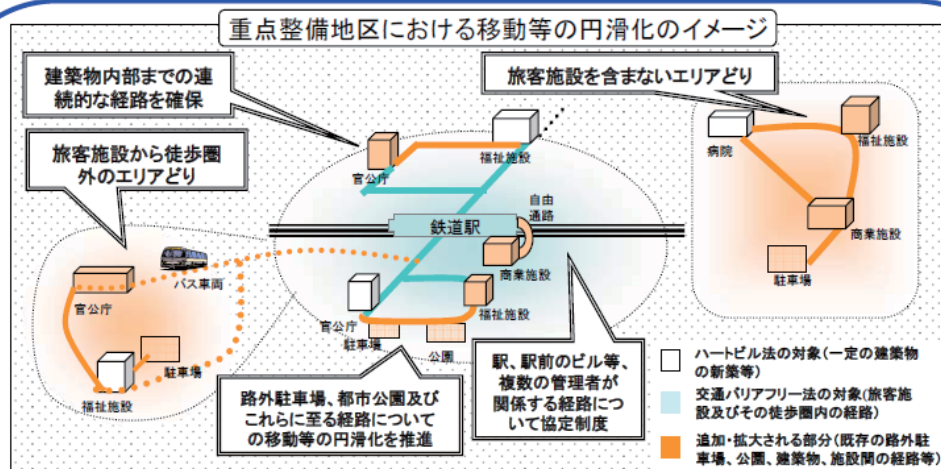


○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



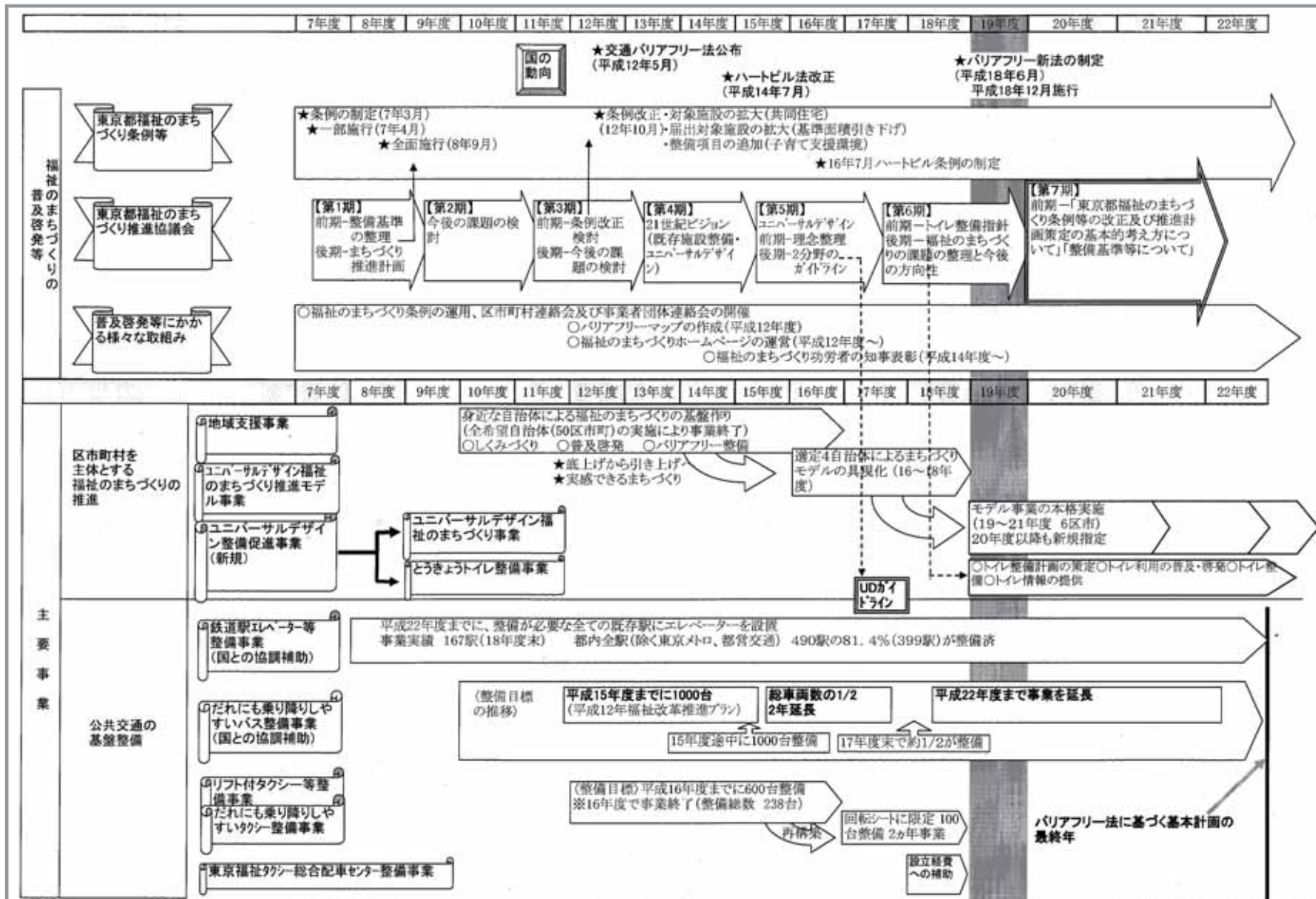
○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

出典) 国土交通省ホームページ

図 2-12 東京都福祉のまちづくり施策の変遷



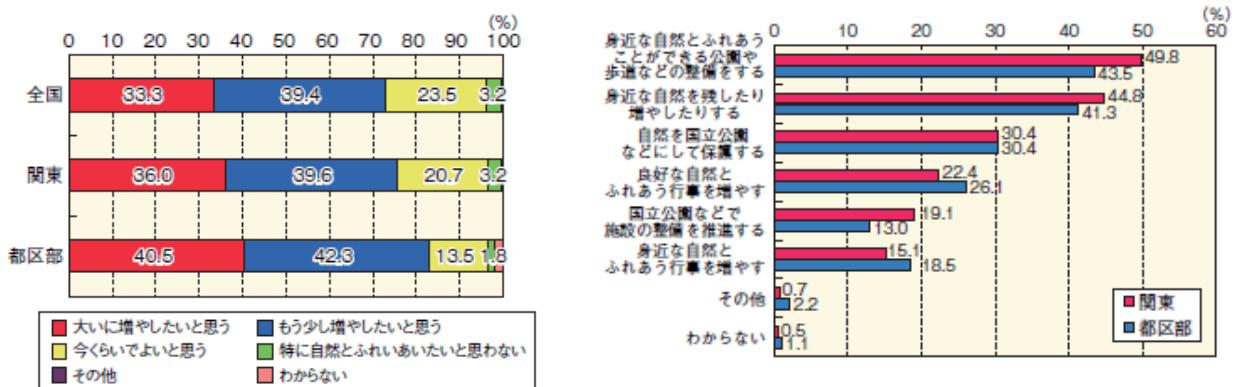
出典) 東京都 福祉保健局ホームページ

1-4 水とみどりの保全意識・親しむ志向の高まり

(1) 水とみどり

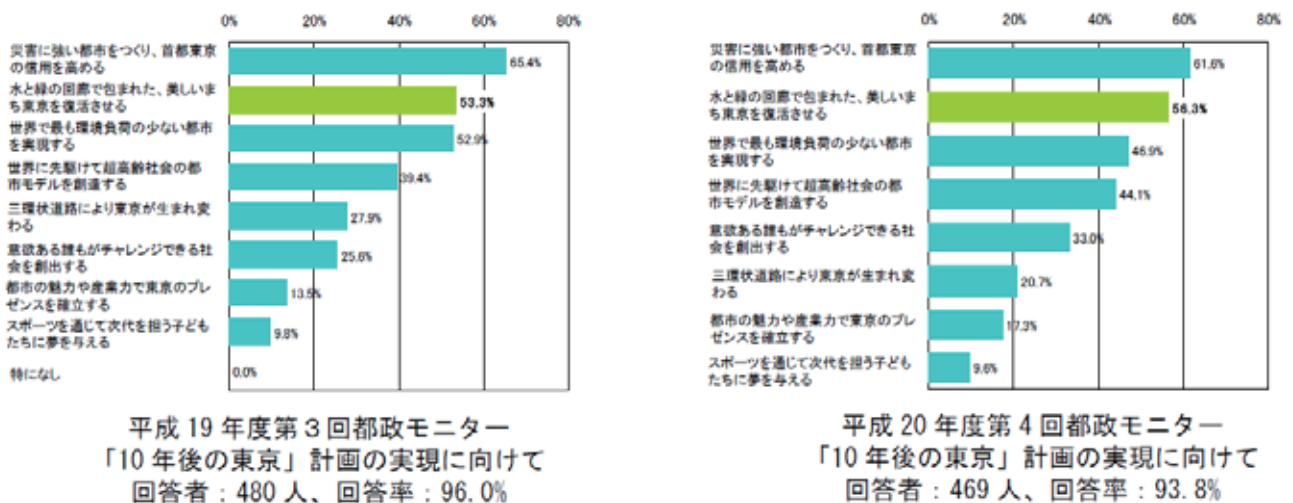
- ・内閣府の世論調査によると、自然とふれあう機会を増やしたい人が多く、その機会を増やす方法として「身近な公園や歩道の整備」「身近な自然を残す・増やす」が多くあげられています。
- ・東京都の「10年後の東京」の目標に対する都民意向をみると、「水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる」が第2位で、平成19年度から20年度にかけて、3ポイント増加しました(53.3%→56.3%)。

図 2-13 自然とふれあう機会について



出典)国土交通省「首都圏白書」(平成20年版)
 原典)内閣府「自然の保護と利用に関する世論調査」

図 2-14 「10年後の東京」重要な目標



出典)東京都「東京の都市づくりビジョン」(2009.7改定) 関連資料

(2) 農地

- ・東京に農業・農地を残したいという意向は、やや増加傾向にあります。
- ・食への安全性への関心の高まり、2005年（平成17年）の食育基本法の制定や2009年（平成21年）の学校給食法の改正などの「食育への取り組み」の活発化を背景に、地元農産物の購買や活用意向が高まっており、体験農業なども盛んになってきました。

図 2-15 東京に農業・農地を残したいと思うか？

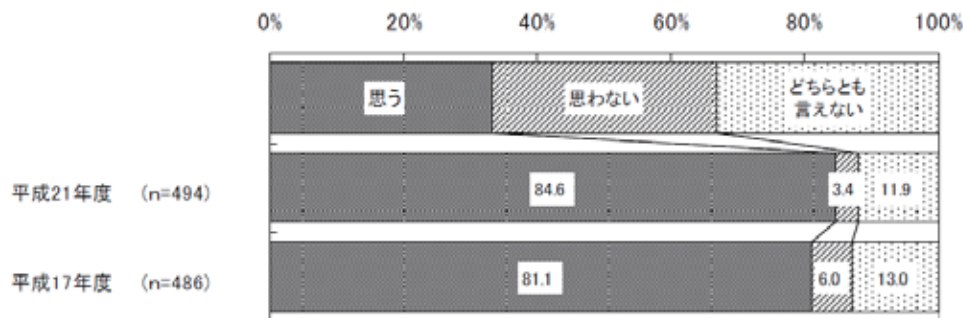
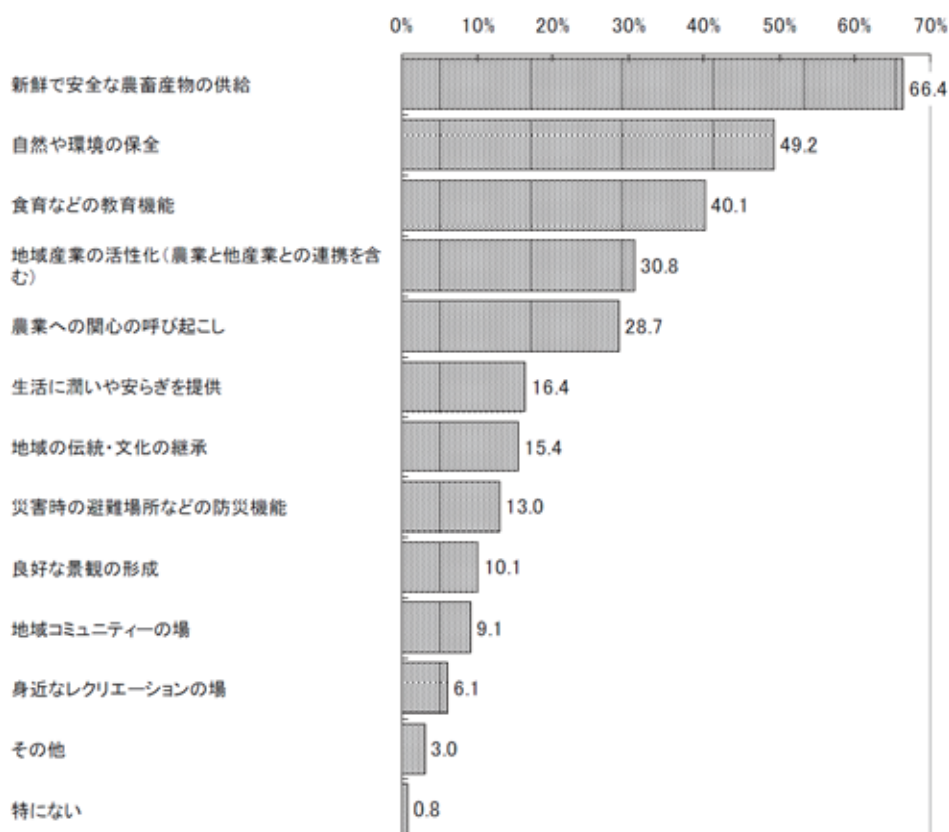


図 2-16 東京の農業・農地に期待する役割



調査対象: 500人(インターネット都政モニターは満20歳以上の都民を対象に年度ごとに公募)

調査方法: インターネットを通じて、モニターがアンケート専用ホームページから回答を入力

回答状況: 回答者数494人、回答率98.8% 実施期間: 2009.5.29~2009.6.4

出典) 東京都「都政モニターアンケート 東京の農業」

参考コラム 野菜の専門家と一緒に農業体験

- ・野菜栽培の専門家や野菜ソムリエとともに農業体験をし、食に関する理解・知識を深める農業体験が人気を集めています。

目利きと一緒に一夏の農業体験

食の専門家と一緒に農業体験ができる施設が人気を集めている。普段食べている野菜がどのように作られているのかを知らば、食の安全に対する理解が深まる。何よりも土に触れながらジャガイモやトマトを収穫するのは楽しい。子どもだけでなく親にとっても得難い体験となりそうだ。

埼玉県加須市にあるレジャー施設「むさしの村」には観覧車、メリーゴーラウンドなどのアトラクションゾーンに隣接して、「わくわくファーム」という農場がある。約3畝の敷地にはナスやトウモロコシ、イチゴ、トマト、ジャガイモ、ブルーベリーなど約20種類の野菜や果物が植わっており、来園者は収穫作業を体験できる。

子どもの疑問に丁寧に答える

「どうしてトマトはこうやってなるの？」

「この葉っぱは何がなるの？」子どもたちからは次々に質問が飛び出す。同ファームの秋山裕社長は、「トマトのお父さんとお母さんがツルで育ったからだよ」「サツマイモがなります」と丁寧に答える。秋山さんは地元農協で野菜栽培の講師も務める専門家。子どもを連れてきた親の質問にも答える。

孫を連れてきた祖父が「こうやってやるんだよ」などと言って教えたり、農業を体験させたいがどうやっていいかわからない若い父母が多いという。

東京都練馬区に住む西和彦さん(32)は妻(34)、息子(4)、娘(2)の家族4人でジャガイモとミニトマトの収穫に参加した。「子どもが通う保育園でも収穫体験のイベ

ントがあるが、家族みんなで一緒にやってみたかった」と話す。来園者は午前9時30分の開園と同時に、収穫体験を申し込み。作業は約1時間。料金はミニトマトが300円で450円、ジャガイモが5株で700円、ブルーベリーが30分食べ放題で300円と割安だ。

冬の1時期を除き年中いつでも何らかの作物を収穫できる。6月上旬からトマト、7月中旬からブルーベリーやトウモロコシ、秋にはニンジンやサツマイモ、冬にはブロッコリーやイチゴといった具合。1カ月ごとに訪れる親子も多いという。

今年からは家族向けにサツマイモの農地提供サービス「ぼくの・わたしのお手作り」も始めた。通常はわくわくファームが育てるのに対し、割り当てられた土地で種まきから収穫まで定



通園園遊では、農機具の説明や肥料の説明など本格的な指導が受けられる

野菜どっさり 知識たっぷり

期的に手入れしたり、生育の過程を観察したりできる。

下ごしらえなど 料理法も伝授

収穫だけでなく土作り、種まきから肥料の作り方、農機具の扱い方まで農作業全般を学べるサービスもある。野菜ソムリエ講座などを手がけるフードディスカバリー(東京・渋谷)が6月に始めた「ファーム・エンターテインメント09」だ。

第1弾として東京都調布市にある遠藤農園で6月から7月まで実施した。参加費は3万5000円。立花瑞穂さん(34)は夫、息子、娘の家族4人で参加した。「マンションのベランダを使った家庭菜園では飽き足らなくなった」と話す。

野菜の栽培だけでなく調理にも詳しい野菜ソムリエという資格を持つ専門家が付き添う。作業の合間には「インゲンはその落ちないように下ごしらえする



遊園地に併設された畑でジャガイモの収穫を体験する親子(埼玉県加須市のむさしの村)

のがポイント」などと料理法についても解説する。2時間の農業体験の後は、お茶を飲みながら収穫した野菜の皮むきなどを楽しむ。

サービスを企画したフードディスカバリーは「通常の市民農園と異なり、参加者全員が一緒に畑を作り上げるのがコンセプト」と話す。「家族や会社の仲間参加が多い」という。次の講座は9月に開く予定で、近く申し込みの受け付けを始める。今後は契約農家も増やしていく予定だ。

自宅から離れた場所で短期間に集中して農作業したい人は、旅行会社が企画する農業体験ツアーに参加するのも手だ。JT Bによれば「最近子どもに農業体験をさせると同時に、親自らも知識を身に付けたいというケースが多い」という。

中国産食品への異物混入などを契機に、食の安全に対する関心が高まっている。そうした時だからこそ農作業を体験する意

味は大きい。今年の夏休みは家族で土に触れてみるのもいいだろう。(消費産業部 杉原梓)



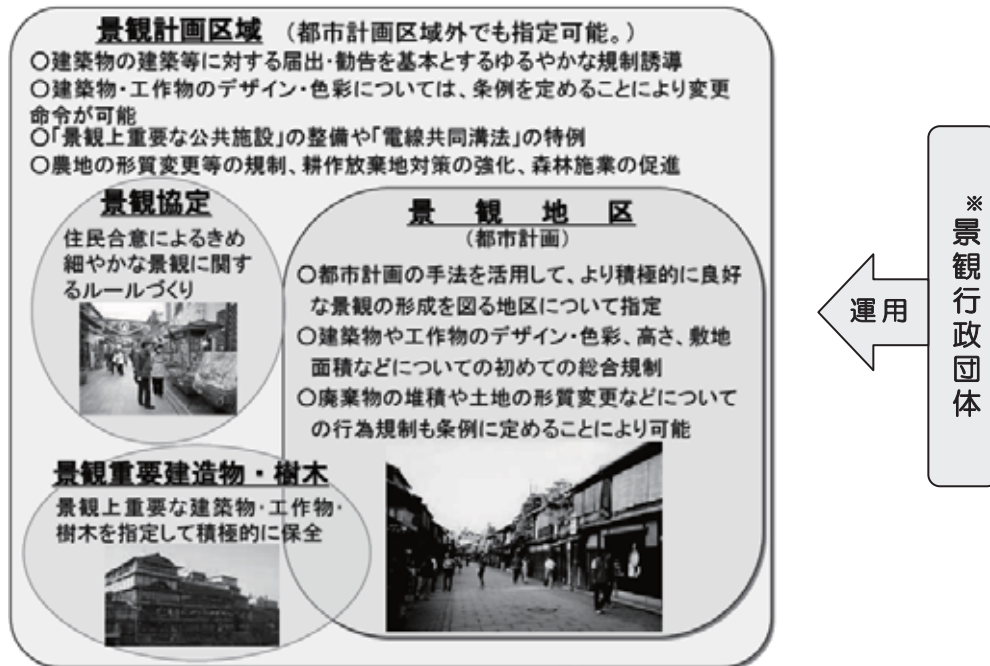
▽交通 東武伊勢崎線加須駅から車で10分(無料バスあり)
 △料金 野菜の種類や収穫量によって異なる(アトラクションを利用する場合は別料金)
 △休園 水曜(祝日と5月および春・夏・冬休み期間は営業)
 △電話 0480・61・4126

出典)日本経済新聞 2009.7.25

1-5 景観

- ・景観の維持保全などへの意識が高まる中、地方自治体の景観条例制定の動きが顕著になり、平成 16 年には、500 弱の地方自治体が自主条例として景観条例を制定しました。
- ・このような動きを受け、平成 16 年 12 月、国は景観法を制定・施行しました。これにより、市町村が「景観行政団体」となって、地域の特色に応じたきめ細かな規制・誘導を行うことができるようになりました。
- ・東京都も平成 9 年に「東京都景観条例」を制定。景観法施行後の平成 19 年 3 月には、「東京都景観計画」が策定され、平成 21 年 4 月までに 3 回の改正が行われています。

図 2-17 景観法の枠組み



※政令市・中核市、都道府県：自動的に景観行政団体になる。

その他の区市町村は、知事との協議・同意により、景観行政団体になることが可能

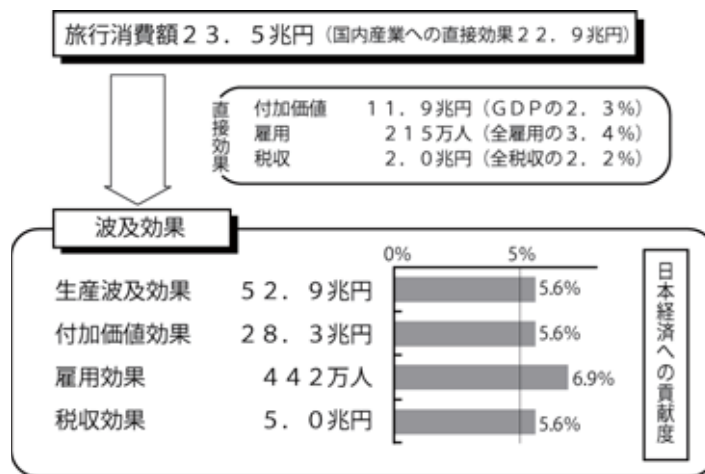
表 東京都の景観行政のあゆみ

平成6年3月	東京都都市景観マスタープランを策定
平成9年12月	東京都景観条例・同施行規則を制定
平成15年10月	東京のしゃれた街並みづくり推進条例を制定。街並み景観づくり制度の運用を開始
平成16年12月	景観法施行
平成18年1月	東京都景観審議会が「東京における今後の景観施策のあり方について」を答申
平成18年10月	東京都景観条例を改正
平成19年3月	東京都景観条例施行規則の改正、東京都景観計画を策定、同年4月施行
平成20年4月	東京都景観計画を改定施行
平成20年7月	東京都景観計画を改定施行
平成21年4月	東京都景観計画を改定施行

1-6 観光（まち歩き）振興の動き

- ・平成 18 年度に観光立国推進基本法が制定され、平成 20 年度に観光庁が発足して、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を理念とした、観光振興への本格的取り組みがスタートしました。
- ・都内では、「まち歩き観光」の振興に取り組む自治体が増えてきており、マップ等の作成・更新がすすめられています。

図 2-18 旅行消費が我が国にもたらす経済波及効果



出典)国土交通省「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究報告」
(平成19年3月)

図 2-19 都内自治体のまち歩きマップ



出典)各自治体のマップ

1-7 地域コミュニティでの支え合いが重要に

- ・東京都の単独世帯の割合は高まっており、2020年（平成32年）の東京都市部の単独世帯割合は38.6%と、約4割に及ぶものと予測されています。また、その単独世帯のおよそ3分の1は65歳以上とされています。
- ・このように、高齢化とともに小規模世帯化や単身化などがすすみ、生活を支援する人が身近にいない、近所づきあいがなくていざというときに地域の人と助け合えないなど、日々の生活のセーフティネットが失われてきています。
- ・このような状況のもと、一人で暮らす高齢者を地域住民や企業が組織的に見守る取り組みをすすめる取り組みや、不動産会社が住民にマンション自治会の設立を働きかける動きなど、地域コミュニティづくりを促す試みが各地で行われるようになってきています。

図 2-20 世帯類型別世帯数の将来推計（東京都 市部）

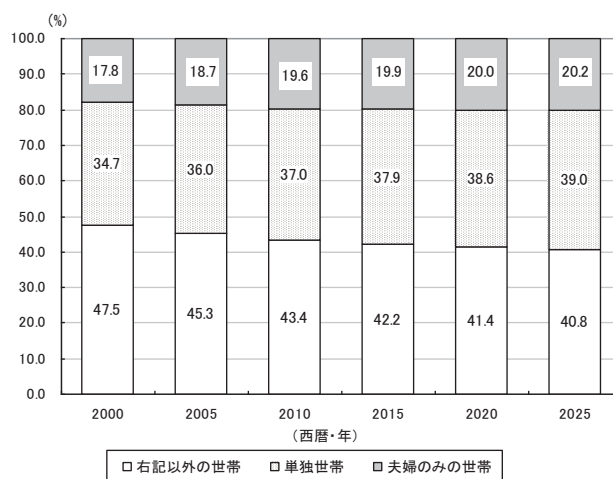
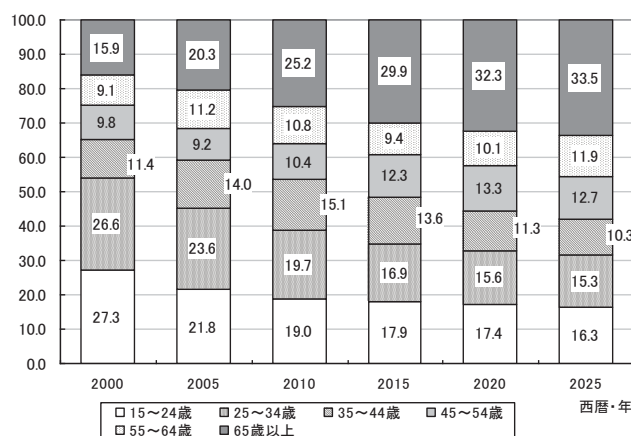


図 2-21 年齢別単独世帯数の将来推計（東京都 市部）



資料) 東京都「東京都世帯数の予測」(平成21年3月)

図 2-22 地域住民や企業が高齢者を見守る



地域住民や企業

独居高齢者の見守り活発に

住まい情報、資料で共有

江東区は今年度、団地やマンションなど四方所を「サポート地域」に定め、活動拠点の事務用品や備品の購入費を二十万円を上限に助成する。各地域では住民が主体となり、独居高齢者の住まいを記載した「支え合いマップ」を作成。見守り活動の参加者で情報共有し、訪問などの際に活用する。

江東区の単身高齢者は約二万五千人で毎年千人程度増えているとい

愛犬家、散歩時に徘徊者捜索に協力

江東区は今年度、団地やマンションなど四方所を「サポート地域」に定め、活動拠点の事務用品や備品の購入費を二十万円を上限に助成する。各地域では住民が主体となり、独居高齢者の住まいを記載した「支え合いマップ」を作成。見守り活動の参加者で情報共有し、訪問などの際に活用する。

江東区は今年度、団地やマンションなど四方所を「サポート地域」に定め、活動拠点の事務用品や備品の購入費を二十万円を上限に助成する。各地域では住民が主体となり、独居高齢者の住まいを記載した「支え合いマップ」を作成。見守り活動の参加者で情報共有し、訪問などの際に活用する。

地域住民や企業が独り暮らしの高齢者を組織的に見守る活動が東京都内で広がってきた。江東区では独居高齢者の住まい情報や資料として共有、練馬区では愛犬家が散歩の際に徘徊（はいかい）する認知症高齢者を探すネットワークが立ち上がる。都によると、都内で見守りなどの支援が必要な認知症高齢者は約十六万人おり、独り暮らしの高齢者は約五十万世帯に達する。地域一体で喫緊の課題として取り組む。

江東区は今年度、団地やマンションなど四方所を「サポート地域」に定め、活動拠点の事務用品や備品の購入費を二十万円を上限に助成する。各地域では住民が主体となり、独居高齢者の住まいを記載した「支え合いマップ」を作成。見守り活動の参加者で情報共有し、訪問などの際に活用する。

江東区は今年度、団地やマンションなど四方所を「サポート地域」に定め、活動拠点の事務用品や備品の購入費を二十万円を上限に助成する。各地域では住民が主体となり、独居高齢者の住まいを記載した「支え合いマップ」を作成。見守り活動の参加者で情報共有し、訪問などの際に活用する。

情報には携帯電話にメール配信する。民間企業では、東京急行電鉄子会社の東急セキユリテイ（東京・渋谷）が昨年十月、高齢者の緊急通報や安否確認、定期的な訪問を組み合わせた有料サービスを始めた。対象地域は東急沿線に限られるが、約六十件の契約があり「独り暮らしをする親を抱える家族からの問い合わせが目立つ」（同社）という。

出典) 日本経済新聞(平成 21 年 4 月 16 日)

図 2-23 不動産会社がマンション自治会の設立を支援

マンション自治会 設立支援



年に1回の「島祭り」は住民が参加するイベント（昨年11月、港区の芝浦アイランド）

近所付き合い 深めて

三井不

災害時などの連携促す

東京港区の芝浦アイランド地区の分譲・賃貸マンション5棟（2003年7月、2008年完成）でこのほど、芝浦アイランド自治会を設立した。分譲マンション2棟の管理組合と団体と、賃貸マンション3棟の大家である三井不動産の3者で構成する。

世帯ごとに加えるのではなく、各世帯が支払う管理費などから1世帯あたり月数百円を自治会の運営費に振り向ける仕組み。設立を三井不動産が支援した。

同自治会は2月、これまで、大地震が起きたときの防災計画を詰めるほ

か、地域のスーパー、コンビニなどの災害時の連携などを協議している。年一回は「島祭り」というイベントを開くなど、近所同士の交流を促す活動も掛ける。

管理組合とは別に自治会をつくったのは「管理組合は修繕などハード関連の業務で手いっぱいなので、活動が1棟に限られてしま」（同社）とみたため。設立に携わった住民で、自治会長代行後活動を本格化させる計の奈良信一さん（右）は一画だ。

三井不動産が首都圏で開発した1500物件のうち、管理組合とは別に自治会を持っているのは10カ所程度にとどまっている。近所同士の付き合いが希薄化する中で、不動産会社が首領をこなす自主的に組織をつくる動きは出ていないが、現状だった。

同社は資産価値を高める効果もあると積極的に支援していった。

出典) 日本経済新聞(平成 22 年 1 月 14 日)

1-8 産業とともにあるまちづくり

- ・産業は、都市の日中のにぎわいを作り出す、モノやサービスを供給する、身近な雇用の場を提供するなど、様々な役割を果たしています。さらに市の財政にとっても欠かせない存在です。
- ・このような認識のもと、用途純化で住宅を優先する都市づくりから転換し、産業と共存し、活力とにぎわいを維持できる都市をつくっていかうという動きが出てきています。

1-9 地域のイメージアップで居住者、交流人口、企業をひきつけよう

- ・人口減少、少子高齢化の進展は、都市の活力の低下を招くのではないかという懸念から、地域のイメージアップを図り、居住者、交流人口、企業をひきつけようとする動きが都内の自治体で出てきています。
- ・たとえば、北区は「北区イメージ戦略ビジョン（KISS）」を作成し、足立区はシティプロモーション課を新たに設けて区のイメージアップと情報発信力の強化を図るなど、様々な地域資源や大学などを活用して、行政主導でまちのイメージアップをすすめています。
- ・東京都もまちなみ整備支援に乗り出しました。

図 2-24 東京都 情緒あるまちなみ整備事業

東京都、まちなみ整備支援 風情や趣残す3地域

東京都は地域の観光まちづくり団体による「情緒あるまちなみ整備」事業を支援する。江戸・東京の歴史的な風情や趣を感じさせるまちなみの整備に主体的に取り組む地域

地域の団体を支援。東京らしい魅力を旅行者に訴求して地域の活性化を図るのが狙い。来年度からの支援実施をひかえ、このほど対象となる3地域を選定した。

「江戸東京・まちなみ情緒の回生事業」として対象地域のまちづくりを支援する。戦災や高度経済成長、バブル期の開発などで地域を象徴する建造物やまちなみが失われていることから、旅行者を引き付けるまちなみの再生に取り組む。

このほど、学識経験者などで構成する選定委員会が都内全市区町村を通じて募集案件から支援対象地域を選定した。「神田淡路町・須田町の老舗街」（千代田区、

東京商工会議所千代田支部）は都の歴史的建造物にも指定された老舗飲食店が集積するエリアの路面・植栽を整備。エアコン室外機の目隠しなどを通じて修景する。

「北品川の旧東海道と路地」（品川区、旧東海道品川宿周辺まちなみ協議会）は路地の石畳整備や集客施設の外観整備などを予定。また「柴又帝釈天を中心とした地域」（葛飾区、NPO法人柴又まちなみ協議会）は参道と周辺観光施設の回遊空間の快適性向上に取り組む。

出典) 日本経済新聞(平成 20 年 2 月 13 日)

1-10 災害を防ぐ、減らすことが重要に

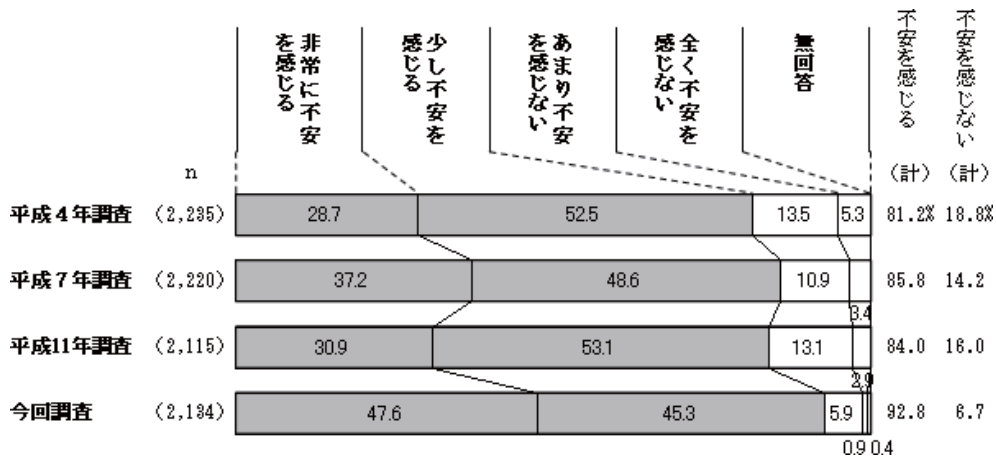
- ・大規模な自然災害や局所集中的な豪雨が頻発し、東京都民の大規模地震に対する不安感も高まっています。

表 2-2 近年の主な自然災害

災害	発生日
新潟・福島豪雨(7・13水害)	平成16年7月13日
新潟県中越地震	平成16年10月23日
福岡西方沖地震(玄海島)	平成17年3月20日
能登半島地震	平成19年3月25日
新潟県中越沖地震	平成19年7月16日
岩手・宮城内陸地震	平成20年6月14日
集中豪雨	平成20年8月26-31日

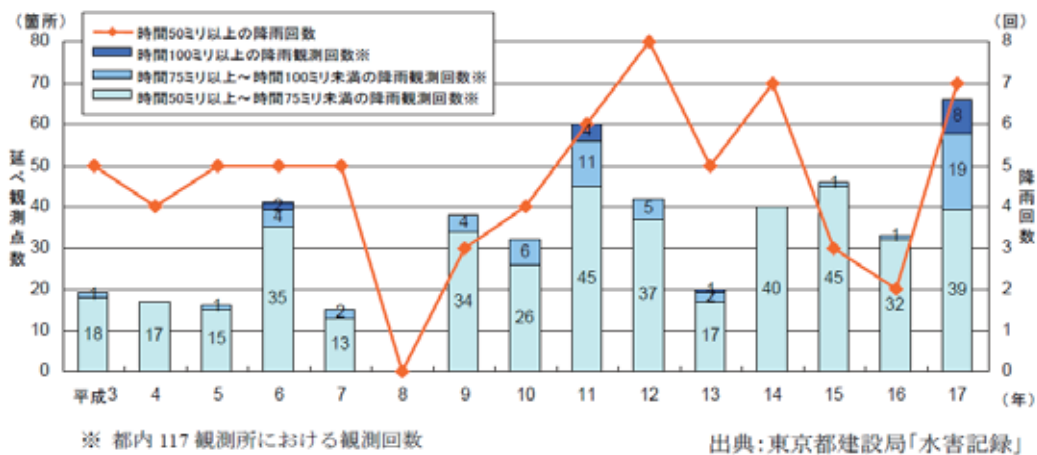
資料) 気象庁ほか、各種ホームページ

図 2-25 東京で大地震が起こるかもしれないとの不安を感じることがあるか



出典) 東京都「防災に関する世論調査」(2006年3月)

図 2-26 増加する豪雨 (東京都)

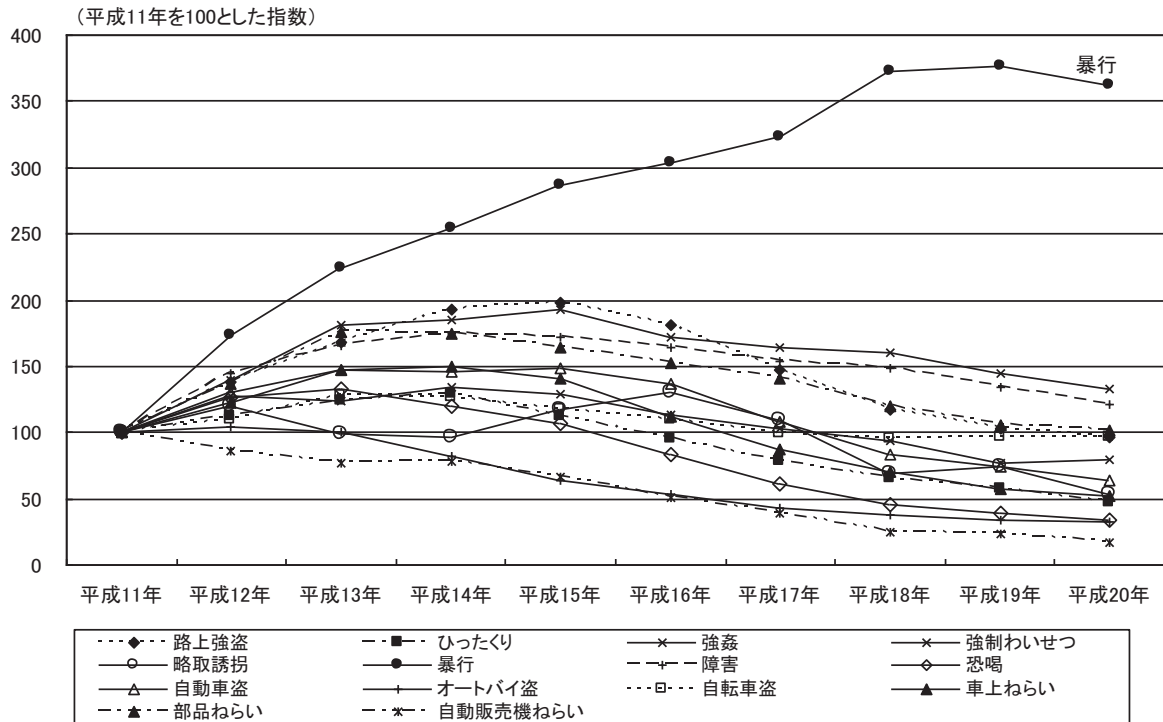


出典) 東京都「東京都豪雨対策基本方針」(平成19年8月)
原典) 東京都建設局「水害記録」

1-11 犯罪がおきにくい都市づくり

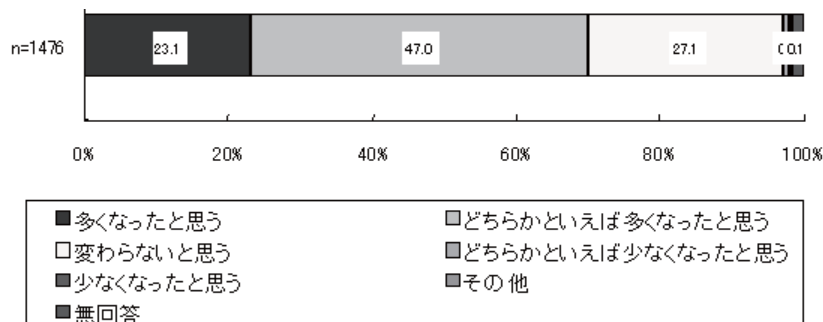
・身近で起こる「街頭犯罪」が増加しており、危険が増したと考える人が増えています。

図 2-27 街頭犯罪の認知件数の状況の推移（全国）



注) 街頭とは、道路上、駐車(輪)場、都市公園、空き地、公共交通機関等、その他の交通機関及びその他の街頭
 認知件数: 警察において発生を認知した事件の数
 強姦、強制わいせつ、略取誘拐、暴行、障害、恐喝は、街頭の件数のみ
 自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、自動販売機ねらいは除く。
 資料) 警察庁「平成20年の犯罪情勢」(平成21年5月)

図 2-28 日本がどの程度安全だと考えているか、特に近年身の回りの危険が増したか?



注) 2004年2月に下記懇談会が実施した調査。
 対象: 3600人、有効回答数: 1,476通(有効回答率41%)
 出典) 文部科学省「安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会報告書」

1-12 地球環境問題への対応：低炭素都市づくり・ヒートアイランド緩和

- ・2008年（平成20年）7月、政府は下記に示す「低炭素社会づくり行動計画」を策定しました。
- ・さらに、2009年（平成21年）の政権交代の後、民主党の鳩山首相は「二酸化炭素などの温暖化ガスを2020年（平成32年）までに1990年（平成2年）比25%削減する」という中期目標を表明しました。
- ・東京都は2007年（平成19年）6月、「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」の基本方針として、「東京都気候変動対策方針」を発表し、問題提起を行うとともに10年プロジェクトの具体化を開始しました。
- ・東京都の年平均気温が上昇し、熱帯夜が増加するなど、地球温暖化の影響とともに、ヒートアイランド現象を含む都市温暖化の傾向が現れています。

表 2-3 低炭素社会づくり行動計画

【目次】

はじめに	1	Ⅲ 国全体を低炭素化へ動かす仕組み	13
Ⅰ 我が国の目標	2	1 排出量取引 13	
1 公平、公正な実効性ある次期枠組みの合意づくり 2		2 税制 13	
2 国別総量目標の設定 2		(1) 税制のグリーン化 13	
3 世界各国の取組に対する支援 3		(2) 地球環境税 14	
(1) セクター別アプローチによる技術の普及、コベネフィットによる支援 3		3 見える化 14	
(2) クールアース・パートナーシップ 3		(1) カーボン・フットプリント制度等の普及 14	
(3) 多国間基金の新設 4		(2) カーボン・オフセットや炭素会計のルールづくり 14	
Ⅱ 革新的技術開発と既存先進技術の普及	5	4 環境ビジネス等に資金を流れやすくするための基準と仕組みの整備 15	
1 革新的技術開発 5		Ⅳ 地方、国民の取組の支援	17
(1) 革新的技術開発のロードマップの着実な実行 5		1 農林水産業の役割を活用した低炭素化 17	
(2) 石炭利用の高度化 6		2 低炭素型の都市や地域づくり 17	
(3) 「環境エネルギー国際協力パートナーシップ構想」の実現 6		(1) 地方の特色をいかした低炭素型の都市・地域づくり 17	
2 既存先進技術の普及 7		(2) 二酸化炭素排出の少ない交通輸送網 18	
(1) 太陽光発電の導入量の大幅拡大 7		3 低炭素社会や持続可能な社会について学ぶ仕組み 19	
(2) 「ゼロ・エミッション電源」の比率の50%以上への引上げ 7		4 ビジネススタイル、ライフスタイルの変革への働きかけ 19	
(3) 次世代自動車の導入 8		(1) こまめな省エネやITの活用、3Rの推進 19	
(4) 白熱電球の省エネランプへの切替え 9		(2) サマータイム制度の導入の検討 20	
(5) 省エネ型テレビ、給湯器、エアコン、冷蔵庫の導入の加速 10		(3) クールアース・デー 21	
(6) 省エネ住宅・ビル、200年住宅の普及 10		(4) NGOや地域のグループによる取組の支援 21	
(7) 原子力の推進 11			
(8) 原子力発電の優れた安全技術や知見の世界への提供 12			
(9) 国自らの率先実施 12			

2. 低炭素型の都市や地域づくり（抜粋）

(1) 地方の特色をいかした低炭素型の都市・地域づくり

低炭素型の都市・地域の重要な構成要素である、集約型都市構造の実現や公共交通機関の利用促進等については、地域における温室効果ガスの排出抑制等のための計画の策定や計画に基づく対策の実施に対する支援、大規模集客施設等の都市機能の適正な立地の確保、中心市街地の整備・活性化による都市機能の集積促進、鉄道新線の整備やLRT(Light Rail Transit)・BRT(Bus Rapid Transit)の導入促進など公共交通機関の利便性向上、都市・地域総合交通戦略の推進を行う。

また、これと併せて、緑地の保全や都市緑化等の推進、下水道における資源・エネルギーの有効

利用の促進、地区・街区レベルにおけるエネルギーの面的な利用の推進、農山漁村における様々な資源やエネルギーの有効利用の促進を行う。(つづく)

(2) 二酸化炭素排出の少ない交通輸送網

二酸化炭素排出の少ない交通輸送網の実現を目指して、公共交通機関の利用促進、集約型都市構造への転換、自転車の利用促進、貨物自動車から環境負荷の小さい輸送機関への貨物輸送のシフト(モーダルシフト)等による物流の効率化、交通流の円滑化等を促進する。

このため、二酸化炭素排出量が少ない鉄道やバスなどの公共交通輸送網の整備や都市機能の集約化等を図る。具体的には、広域的・幹線的なバス路線の維持・確保、鉄道新線、LRT等の整備等の公共交通機関の利便性の向上等を推進する。(中略)

さらに、走行速度向上による実効燃費改善のため、交通流対策を推進する。具体的には、環状道路の整備等の渋滞対策、高速道路の多様で弾力的な料金施策、自転車利用環境の整備等を推進する。

その他、低炭素型の海運システムの構築、省エネ鉄道システムや低炭素型のトラック・バスの普及・開発推進、エコドライブ管理システムの導入支援、グリーンITの推進等により、各輸送機関においても二酸化炭素排出の一層の削減を図る。

また、地方公共団体等が主体となって進める排出抑制等のための計画等に基づいた低炭素型の交通輸送網の実現のための取組の支援を行う。

出典)内閣府 地球温暖化対策推進本部「低炭素社会づくり行動計画」(2008年7月)

表 2-4 温室効果ガス 1990年比 25%削減を表明

- ・鳩山首相は2009年(平成21年)9月、「**2020年(平成32年)までに1990(平成2年)年比で25%の温室効果ガスの排出削減を目指す**」という中期目標を掲げました。
- ・この中期目標の達成に向けて、必要なコスト、十分な温暖化対策を行わなかった場合のコスト等について、早急に検討を行うため、「地球温暖化問題に関する閣僚委員会」にタスクフォースが設置され、検討が進められています。

表 2-5 東京都 カーボンマイナス東京10年プロジェクト

■10年後の東京の姿

- ◆CO₂排出削減目標：2020年(平成32年)までに2000年比(平成12年)25%減を達成
- ◆増大するアジアのエネルギー消費の効率化に向け、世界最高水準の省エネ技術の普及支援

■都市づくりにおけるCO₂削減対策(2009年2月施策化状況 抜粋)

【都市づくりの制度活用】

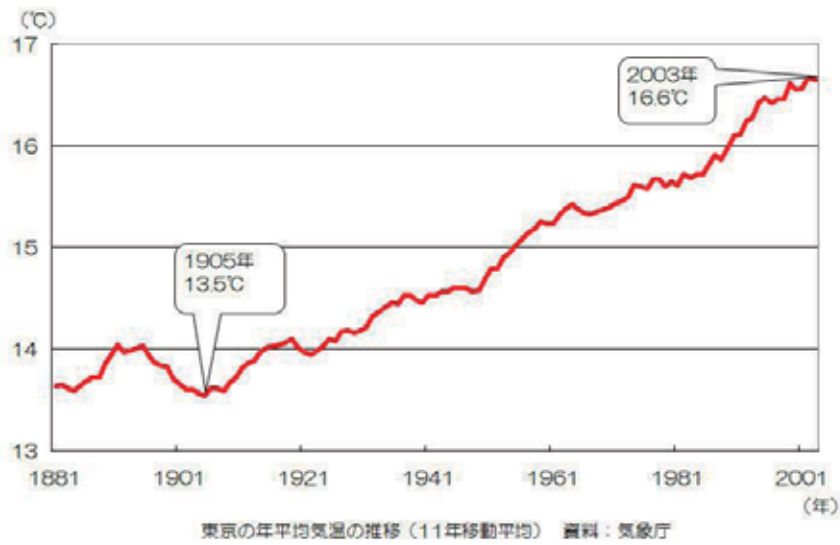
- ◆都市開発の機会を捉えたCO₂削減の推進
- ◆都市づくりにおけるCO₂削減の推進

【地域における対策】

- ◆品川駅・田町駅周辺地域の整備
- ◆地域特性に応じた環境対策型舗装の推進

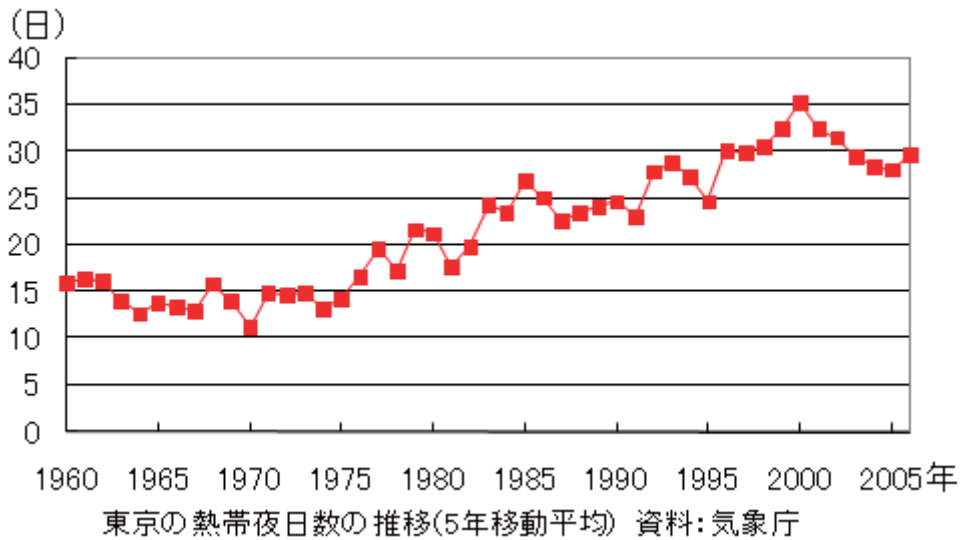
出典)東京都「東京都 カーボンマイナス東京10プロジェクト2009年施策化状況について」(2009年2月) [関連](#)

図 2-29 東京の年平均気温の推移（過去 100 年で 3.0℃の上昇）



注) 平均上昇気温: 他の大都市 2.4℃、中小規模の都市 1℃
 出典) 東京都環境局ホームページ

図 2-30 東京の熱帯夜日数の推移



出典) 東京都環境局ホームページ

1-13 地域主権の確立の推進

- ・鳩山内閣は、地域のことは地域に住む住民が決める「**地域主権**」の確立を重要課題とし、国と地方自治体の関係を「上下関係 ⇒ 対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係」へと根本的に転換し、「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる、活気に満ちた地域社会」をつくっていかねばならないとしています。
- ・このような考えのもと、平成21年11月、地方分権改革推進本部が廃止され、「地域主権戦略会議」が内閣府に設置されました。
- ・その後、平成21年12月、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて策定された「地方分権改革推進計画」が閣議決定され、地域主権へと動き出しました。
- ・当計画には、地域主権改革の第一弾として、「第1（国による）義務付け・枠付けの見直しと（自治体の）条例制定権の拡大」「第2 国と地方の協議の場の法制化」「第3 今後の地域主権改革の推進体制」の3本の柱が位置づけられています。
- ・平成21年の政権交代後に行われた事業仕分けにおいても、国から地方自治体への移管・委任の観点での仕分けが進められるなど、地域主権が大きな流れとなっています。

表 2-6 地域主権戦略会議の設置

(平成21年11月17日閣議決定、平成22年1月8日一部改正)

地域のことは地域に住む住民が決める「**地域主権**」を早期に確立する観点から、「**地域主権**」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、内閣府に**地域主権戦略会議**を設置する。

出典)内閣府 地域主権戦略会議 HP

表 2-7 地方分権改革推進計画（平成21年12月）

第1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

地方分権改革推進委員会の第3次勧告（以下「第3次勧告」という。）を尊重し、地方自治体から要望のあった事項を中心に、別紙における「1 施設・公物設置管理の基準の見直し」、「2 協議、同意、許可・認可・承認の見直し」、「3 計画等の策定及びその手続の見直し」及び「4 その他の義務付け・枠付けの見直し」に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講ずるものとする。

「1 施設・公物設置管理の基準の見直し」において、施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、第3次勧告に沿って、次のとおりとする。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

なお、義務付け・枠付けの見直しに伴い、地方自治体においては、条例の制定・改正作業、国等による関与の見直しによる事務処理方法の変更及び計画策定業務の変更等への対処が必要となることから、地方自治体の円滑な事務処理のために必要な情報提供を行うこととする。

第2 国と地方の協議の場の法制化

国と地方の協議の場については、法制化に向けて、地方とも連携・協議しつつ、政府内で検討し成案を得て法案を提出する。

第3 今後の地域主権改革の推進体制

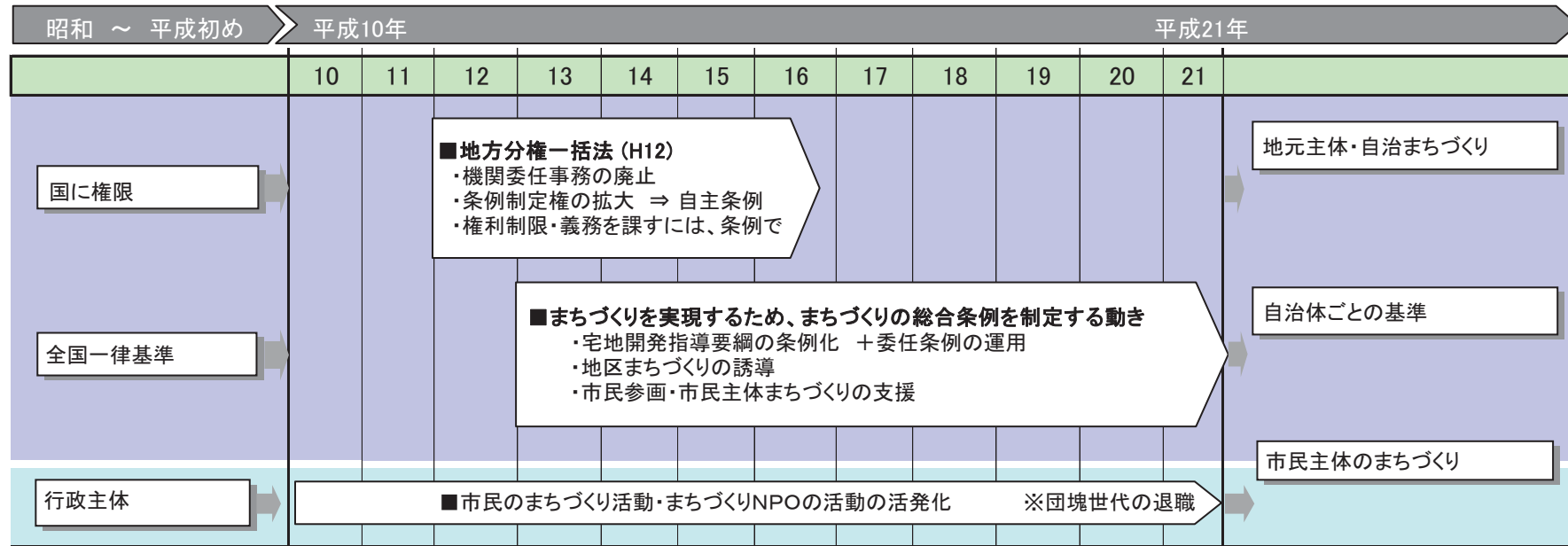
本計画は、当内閣の地域主権改革の第一弾である。今後は、内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）を中心に、地域主権改革の推進に資する諸課題について更に検討・具現化し、改革の実現に向けた工程を明らかにした上で、スピード感をもって改革を実行に移すものとする。

同会議については、内閣を助ける明確な権限と責任とを備えた体制とすることにより、地域主権改革をより一層政治主導の下で推進していくため、必要な法制上その他の措置を講ずることとする。

出典)内閣府 地域主権戦略会議 HP

- ・このような動きに先立ち、地方自治権の拡大に関係した都市計画制度面の権限委譲や条例制定権の拡大をうけ、「まちづくり条例」（自主条例）を制定して、地域の実情に応じた規制・誘導や住民主体のまちづくりを進める自治体が増えていました。
- ・地方分権改革推進計画を受けて、こうした動きがさらに強まるものと予想されます。
- ・国から地方自治体へ主権が移るとともに、まちづくりの主体も市民参画型へと変わりつつあります。

図 2-31 都市計画にかかわる地方自治権の拡大



注) 各種資料をもとに、事務局作成

■ 都市計画マスタープランの実現に向けた取り組み

- ・都市計画マスタープランは、長期的な視点でまちの将来像やまちづくりの方針を示すもので、個別具体的な計画や事業計画とは異なります。そのために、ややもすると「絵に描いたモチ」とみなされてしまいがちです。
- ・財政面の制約が高まる中、1) 具体的な計画・事業へ着実につなげる、2) 進行状況をきちんと把握し、点検・見直しを適切に行う、3) 市民や民間とまちの将来像を共有し、共にその実現に取り組むことをめざして、それぞれの自治体は様々な工夫を行っています。

1) 具体的な計画・事業へ着実につなげるために

葛飾区は、地域別構想に「地域の事業・計画プログラム」を位置づけています。

2) 進行状況をきちんと把握し、点検・見直しを適切に行うために

戸田市は、都市計画マスタープラン策定後に、関係課による都市計画マスタープラン推進組織をつくり、「都市計画マスタープラン推進計画」を策定して具体的に推進するとともに、定期的な進捗管理を行っています。

新宿区は、基本構想とともに総合計画として策定したこともあり、成果指標として、現状値と10年後の目標値を明示しています。

3) 市民や民間とまちの将来像を共有し、共にその実現に取り組むために

新宿区は、地域別構想に「地域が主体にすすめるまちづくり」という項目を設け、自転車の放置防止や防災活動など地区の自主的な活動により進める活動を具体的に記述しています。

墨田区、武蔵野市、日野市など、多くの自治体は、自主条例である「まちづくり条例」の中に、地域協議会などによる住民の主体的なまちのルールづくりやまちづくり活動への行政支援等を定めています。

図 2-32 墨田区まちづくり条例の例



出典) 墨田区まちづくり条例パンフレット

出典) 武蔵野市まちづくり条例ガイド⇒

図 2-33 武蔵野市まちづくり条例の例

